

佐賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

#### 佐賀県条例第三十五号

佐賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>1 附 則 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十五年十二月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>1 附 則 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。</p>